

長野市保健所 食品生活衛生課
令和6年1月25日
部長会議資料

公衆浴場における混浴禁止年齢の引下げにかかる
長野市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例改正
に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果と対応について

長野市保健所 食品生活衛生課

現行

長野市の公衆浴場における混浴禁止年齢の規定

「長野市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例

(以下、市条例)

◇10歳以上の男女の混浴をさせないこと。→長野市公衆浴場法施行細則で一部適用除外

「長野市公衆浴場法施行細則」の概要

以下の場合、混浴禁止年齢の適用を除外

◇スーパー銭湯、温泉等公衆浴場の浴室等について

- 家族のみに貸切りで利用させる場合
- 入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみに貸切りで利用させる場合

◇スーパー銭湯、温泉等公衆浴場の浴室及びサウナ、砂風呂等公衆浴場の浴室について

- 水着等を着用させて入浴させる場合

市条例改正（案）

◇10歳以上の男女の混浴をさせないこと。→ 改正後 7歳以上の男女の混浴をさせないこと。

募集の概要と経過

3

意見募集の概要

募集期間	令和5年12月18日（月）～令和6年1月17日（水）31日間
閲覧場所・意見・提案用紙の配布窓口	保健所食品生活衛生課、各支所 行政資料コーナー（第一庁舎3階） 市ホームページ（意見・提案用紙のダウンロード可能）
提出方法	ながの電子申請サービス Eメール・郵送・FAX（保健所食品生活衛生課宛） 持参（閲覧窓口）
意見の公表	提出いただいた意見等への個別の回答は行わない 意見等の内容及び対応を市ホームページで公表

意見募集までの経過

年 月 日	内 容
令和5年	11月13日（月）臨時部長会議
	11月20日（月）政策説明会
	12月11日（月）記者会見
令和5年12月18日（月） ～令和6年1月17日（水）	パブリックコメント実施

意見の提出者・件数

◇意見の提出者数 12名（個人12 団体0）

◇意見の件数 14件

提出方法内訳	電子申請	Eメール	郵送	FAX	窓口持参	合計
提出者数	8	3	0	0	1	12
件数	9	4	0	0	1	14

意見に対する市の対応

市の対応	件数
A：条例（案）を修正する。	0
B：条例（案）に盛り込まれており、修正しない。	2
C：条例（案）は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。	3
D：条例（案）に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない。	6
E：その他（質問への回答、状況説明等）	3

A : 条例（案）を修正する。

なし

B : 条例（案）に盛り込まれており、修正しない。

意見の概要	市の対応
1 「7歳以上」に賛成する。（2件）	—

募集の結果（意見の概要、要旨、市の対応）

6

C：条例（案）は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。

	意見の概要	市の対応
1	ひとり親などの家庭の事情で異性の子どもを連れて入浴する際の配慮を考えてほしい。	周知期間6か月を設け、公衆浴場営業者に対して小さな子どもが1人でも安心して入浴できるよう、施設の使用方法の説明や見守りや声かけなどしていただくよう協力ををお願いするとともに、広報ながの、市ホームページ、ポスター掲示等により、公衆浴場利用者に対しても、小さな子どもが安心して入浴できるよう見守りに配慮していただくことをお願いしてまいります。
2	「7歳以上」に賛成する。施設側にも利用者側にも条例改正の内容を理解してもらう掲示物などが必要。	周知期間6か月を設け、条例改正について周知を行います。ポスターを作成し、公衆浴場営業者に対して公衆浴場への掲示をお願いするとともに、広報ながの、市ホームページ等に掲載することで、公衆浴場利用者に対しても理解と配慮を周知してまいります。
3	「7歳以上」に賛成する。自分の身体を大切にする教育が必要であり、ひとり親家庭が通常の入浴料で家族風呂を利用できるようにする、周囲の大人が見守るなどの対応が必要。	<p>混浴禁止年齢を7歳に引き下げる理由は、子どもの公衆浴場での性的な被害を防ぐこと、また、子どもたちの望まない混浴を回避することで、子どもの健やかな発育発達に寄与すること、公衆浴場におけるすべての利用者の混浴に関するトラブルを防止することにあります。条例改正の目的を周知することにより、各家庭で子ども自身の体を大切にすることを考えるきっかけになると 생각ています。</p> <p>ひとり親家庭の方が、家族風呂を利用する場合の補助については、補助を必要とする人数や対象者を判断する方法等に課題があり、現状では困難と考えています。</p> <p>周知期間6か月を設け、公衆浴場営業者に対して小さな子どもが1人でも安心して入浴できるよう、施設の使用方法の説明や見守り、声かけなどしていただくよう協力ををお願いするとともに、公衆浴場利用者に対しても、広報ながの、市ホームページ、ポスター掲示等により、小さな子どもが安心して入浴できるよう見守りに配慮していただくことをお願いしてまいります。</p>

D：条例（案）に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない。

	意見の概要	市の対応
1	年齢の引き下げに賛成だが、ひとり親、障害のある子どもが家族風呂を低価格で利用できる支援を望む。	ひとり親等家庭の方が、家族風呂を利用する場合の補助については、補助を必要とする人数や対象者の判断方法等に課題があり、現状では、困難と考えています。
2	「7歳以上」に反対する。小学4年生を1人で入らせるのはとても不安。見守りの体制がないと誘拐などの犯罪にもつながりかねない。	周知期間6ヶ月を設け、公衆浴場営業者に対して小さな子どもが1人でも安心して入浴できるよう、施設の使用方法の説明や見守り、声かけなどしていただくよう協力をお願いするとともに、公衆浴場利用者に対しても、広報ながら市ホームページ、ポスター掲示等により、小さな子どもが安心して入浴できるよう見守りに配慮していただくことをお願いしてまいります。
3	「8、9歳以上」とすべき。身支度など自分のことがある程度できるようになってからがよい。	周知期間6ヶ月を設け、公衆浴場営業者に対して小さな子どもが1人でも安心して入浴できるよう、施設の使用方法の説明や見守り、声かけなどしていただくよう協力をお願いするとともに、公衆浴場利用者に対しても、広報ながら市ホームページ、ポスター掲示等により、小さな子どもが安心して入浴できるよう見守りに配慮していただくことをお願いしてまいります。
4	「7歳以上」は引き下げすぎ。親と離れて1人でできるとは思えないし、同性の親が付き添えないと公衆浴場に行けなくなる。	周知期間6ヶ月を設け、公衆浴場営業者に対して小さな子どもが1人でも安心して入浴できるよう、施設の使用方法の説明や見守り、声かけなどしていただくよう協力をお願いするとともに、公衆浴場利用者に対しても、広報ながら市ホームページ、ポスター掲示等により、小さな子どもが安心して入浴できるよう見守りに配慮していただくことをお願いしてまいります。

D：条例（案）に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない。

	意見の概要	市の対応
5	「10歳以上」のまますべき。7歳の男児が1人で利用するには無理がある。7歳以上に引き下げるのであれば公衆浴場の職員に見守ってもらう必要があり、7歳以上に引き下げる根拠、事例を提示してほしい。	<p>周知期間6か月を設け、公衆浴場営業者に対して小さな子どもが1人でも安心して入浴できるよう、施設の使用方法の説明や見守り、声かけなどしていただくよう協力をお願いするとともに、公衆浴場利用者に対しても、広報ながの、市ホームページ、ポスター掲示等により、小さな子どもが安心して入浴できるよう見守りに配慮していただくことをお願いしてまいります。</p> <p>厚生労働省研究事業「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」において、公衆浴場で子ども、親、一般の利用者すべてが安心して入浴できる「子どもの適正な混浴年齢」に関するデータを多面的に収集・検討し、「混浴禁止年齢は6歳以上（ただし6歳でも小学校入学前は可）」が妥当」とされました。この研究結果を踏まえて、厚生労働省は、公衆浴場における衛生等管理要領等を改正し、「混浴禁止年齢はおおむね7歳以上」と示したことにより、本市においてもこの要領を参考とし、「7歳以上」としました。</p> <p>なお、令和6年1月1日時点では、混浴禁止年齢を10歳とする自治体は8自治体、7歳とする自治体は103自治体でした。</p>
6	「6歳以上」とすべき。また、「身長制限」も併用してほしい。子どもだけで入浴する際のフォローワーク体制が必要であり、保健所がその確認を行うことも必要。	<p>公衆浴場における衛生等管理要領では「おおむね7歳以上」とされており、本市では学校での社会生活を経験することで、一人での入浴ができるきっかけとなると考え、7歳以上としています。身長については、個人差が大きいことから条例の基準とすることは困難と考えます。</p> <p>周知期間6か月を設け、公衆浴場営業者に対して小さな子どもが1人でも安心して入浴できるよう、施設の使用方法の説明や見守り、声かけなどしていただくよう協力をお願いするとともに、公衆浴場利用者に対しても、広報ながの、市ホームページ、ポスター掲示等により、小さな子どもが安心して入浴できるよう見守りに配慮していただくことをお願いしてまいります。</p>

E：その他（質問への回答、状況説明等）

	意見の概要	市の対応
1	7、8歳の男児が1人で入る場合、連れ去りやいたずらなどの不安があるので、男湯女湯ともにそのような事件や事例があるか調べてほしい。	<p>全国の公衆浴場での7歳から9歳までの子どもを対象とする事件について警察庁に照会したところ、令和元年から令和4年までに刑法犯として認知されたのは暴行2件、略取誘拐0件でした。</p> <p>また、令和3年時点で混浴禁止年齢10歳とする自治体数100、7歳とする自治体数2でしたが、令和6年1月1日時点で10歳とする自治体数8、7歳とする自治体数103と増加している中、令和5年10月5日、全国の保健所設置市及び関東甲信越静の各都県等の公衆浴場法担当部署に混浴禁止年齢引き下げ後の苦情・トラブルについて照会しましたが、事例はありませんでした。</p>
2	心は女性だけど身体は男性という人の入浴をどうするかという問題があるが、身体の性別に合わせた入浴や個室温泉の利用が望ましい。	厚生労働省通知「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」において「公衆浴場における衛生等管理要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えています」と示されており、各営業者は、これに沿って対応することになっています。
3	心は女性という人が女性風呂に入ることに反対する。	厚生労働省通知「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」において「公衆浴場における衛生等管理要領でいう男女とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、浴場業の営業者は、例えば、体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるものと考えています」と示されており、各営業者は、これに沿って対応することになっています。